

秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第3期）契約書（案）

- 1 業 務 名 秋田県下水道管路等包括管理業務委託（第3期）
- 2 業務場所 秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区）の管路施設
男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村が
所管している公共下水道及び集落排水施設の管路施設及びマンホール
形式ポンプ場
- 3 業務期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで
- 4 契約金額 ￥－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額(契約金額に110分の10を
乗じて得た額) ￥－
- 5 契約保証金 ￥－

上記の秋田県下水道管路等包括管理業務委託について、秋田県並びに男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村（以下これらの市町村を「関連市町村」といい、秋田県と合わせて「発注者」と総称する。）は、秋田県を関連市町村の代理人（以下秋田県知事 鈴木 健太を「代表発注者」という。）として、本業務（第2条第1号に定義する。）の受注者である●●代表取締役 ▲▲（以下「受注者」という。）との間で、各々対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書●通¹を作成し、代表発注者と受注者記名押印の上、各1通を保管する。

令和8年 月 日

代表発注者

職氏名

秋田県知事 鈴木 健 太

受注者

住 所

商号又は名称

代表取締役

¹ 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名の欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入するものとし、必要に応じて契約書の通数を変更するものとする。

第1章 総則

(目的)

第1条 本契約は、発注者が所管している下水道管路施設等の包括管理業務（管路施設・仕切弁等の点検、小破修繕、マンホール形式ポンプ場保守点検及びこれらに係る統括管理並びに更新計画案作成）を一括して複数年にわたって委託することにより、下水道管路施設等の機能維持、サービスレベルの向上及び効率的な維持管理を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約において用いられる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- 一 「本業務」とは、秋田県下水道管路等包括管理業務委託に係る業務、即ち、維持管理業務、保守点検、統括管理及び更新計画案作成並びにその他要求水準書に定める業務の総称をいう。
- 二 「要求水準書」とは、本業務に係る入札の過程において発注者から受注者に対して提示された、本業務を円滑に実施するために必要な諸条件を別途定めた本契約の一部となる書面をいう。
- 三 「改善措置請求」とは、第16条第2項に基づく請求をいう。
- 四 「本契約等」とは、本契約、要求水準書及び業務計画書その他発注者が本業務に関して受注者に提示した書類の総称をいう。
- 五 「履行開始日」とは、令和9年4月1日をいう。
- 六 「履行期間」とは、履行開始日から次号に定める履行期間満了日までの期間をいう。
- 七 「履行期間満了日」とは、令和19年3月31日をいう。
- 八 「業務移行期間」とは、履行期間の最終1.5ヶ月間をいう。
- 九 「業務準備期間」とは、本契約締結日から履行開始日の前日までの期間をいう。
- 十 「成果品」とは、要求水準書に基づいて受注者が提出すべき提出図書の総称をいう。
- 十一 「不可抗力」とは、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動、その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であつて、発注者及び受注者の責に帰することができない事由をいう。
- 十二 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決、決定、命令及び仲裁判断、並びにその他公的機関の定める全ての規定、判断、措置等をいう。
- 十三 「本件施設」とは、発注者が管理する下水道管路施設等（管渠、マンホール（蓋を含む）、取付管、公共枿、マンホール形式ポンプ場）その他要求水準書に定める施設をいう。
- 十四 「業務計画書」とは、第11条第1項に定める業務計画書及び要求水準書に定める維持管理に関する計画書の総称をいう。
- 十五 「契約金額」とは、履行期間中の委託料の総額である頭書第4項記載の金額をいう。
- 十六 「段階的確定業務」とは、本業務のうち、本契約締結時点においてその業務内容や数量等の詳細を確定することが困難なため、本契約締結後、段階的にその業務内容等を確定させ、実施することが要求水準書に定められている業務の総称をいう。

(総則)

- 第3条 発注者及び受注者は、本契約に基づき、要求水準書に従い、日本国の法令等を遵守し、本契約を履行する。
- 2 受注者は、履行期間中、要求水準書に示す業務場所にて本業務を行うとともに、その完了時に成果品を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その委託料を支払うものとする。
 - 3 発注者は、要求水準書の内容に沿って本業務を実施及び成果品を完成させるため、本業

務に関する指示を受注者又は受注者の現場代理人に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の現場代理人は、当該指示に従い本業務を行わなければならない。

- 4 受注者は、本契約若しくは要求水準書に特別の定めがあるとき又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議があるときを除き、本業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 本契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、要求水準書に特別の定めがあるときを除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 本契約及び要求水準書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 本契約の履行に関して用いる時刻は日本標準時とする。
- 10 本契約で別に定めのない限り、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づく行為について、代表発注者又は発注者のうち代表発注者の指定する者に対して行わなければならない、受注者が代表発注者又は代表発注者の指定する者に対して行った行為は、当該行為の性質に反しない限り、当該行為に係るすべての発注者に対して行ったものとみなされる。また、発注者は、代表発注者又は発注者のうち代表発注者の指定する者が本契約に基づき受注者に対して行った行為について、当該行為の性質に反しない限り、当該行為に係るすべての発注者が行ったものとみなすことができる。さらに、発注者は、それぞれ、自らの管理する本件施設に関し、代表発注者を通じて又は直接に受注者に対して本契約に基づく行為を行うことができるものとする。なお、直接に受注者に対して本契約に基づく行為を行った発注者は、速やかに代表発注者に対して当該行為の内容その他関連する事項を通知するものとする。ただし、本契約第21条（著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更）、第48条（契約の変更）、第49条（契約上の地位の譲渡等）第1項及び第53条（著作権等の譲渡禁止）に基づく発注者の行為については、代表発注者を通じてすべての発注者が統一的行わなければならない。
- 11 発注者は、受注者が共同企業体である場合、本契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行った本契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行う本契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（業務の範囲）

第4条 本業務の範囲は、以下の各号に定める業務及び要求水準書に定める業務とする。

- 一 管路施設維持管理業務
- 二 マンホール形式ポンプ場維持管理業務
- 三 更新計画案作成業務
- 四 その他

2 受注者は、本契約で定められた範囲内において、その裁量により、人員配置、維持管理方法、使用機材、消耗品等を決定し、本業務を行うことができる。

（監督職員）

第5条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面をもって受注者に通知しなければならない。監督職員を変更した場合も同様とする。

（統括責任者及び現場代理人）

第6条 受注者は、要求水準書に基づき、本業務全体を統括する統括責任者を1名選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に届けなければならない。統括責任者を変更するときも同様とする。

2 統括責任者の職務は、以下のとおりとする。

- 一 本業務全体の業務管理を行うこと。
- 二 本業務に従事する者の技術上の指導監督を行うこと。

3 受注者は、要求水準書に基づき、本契約締結後速やかに、本業務の現場代理人を1名選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に届けなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。なお、現場代理人は統括責任者が兼任することができる。

4 現場代理人の職務は、以下のとおりとする。

- 一 現場の最高責任者として、従業員の指揮、監督を行うこと。
- 二 本契約等に定められた本業務の目的及び内容を十分理解して業務にあたること。

(統括責任者等に対する措置請求)

第7条 発注者は、統括責任者又は現場代理人若しくはその他の担当者等がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を、請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

(本業務の工程表等)

第8条 受注者は、本契約締結後10日以内に業務工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は契約締結の日から15日以内に委託業務に着手するとともに、着手届を発注者に提出しなければならない。

(履行期間)

第9条 本業務の履行期間は、履行開始日の0時より履行期間満了日の24時までとする。

(契約保証金)

第10条 受注者は、契約書の契約保証金欄に「秋田県財務規則第178条第3号（又は第6号）の規定により免除」と記載がある場合を除き、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
- 二 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- 三 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「前払法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
- 四 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- 五 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第25条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

第2章 本業務の準備等

(業務計画書)

- 第11条 受注者は、本契約締結後14日以内に、その費用により、本契約及び要求水準書に定める条件を満たす業務計画書を作成し、発注者に提出し、発注者と協議の上、履行開始日までにその承諾を得るものとする。
- 2 受注者は、業務計画書に基づき本業務を実施するものとする。発注者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないおそれがあると判断した場合、発注者は受注者に説明を求めることができる。その結果、発注者が、業務計画書に基づき本業務が行われていないと認めた場合、発注者は受注者に是正（業務計画書の変更を含む）を求めることができる。
 - 3 受注者が業務計画書の変更を希望する場合、受注者は、速やかに変更理由及び変更内容を発注者に提出し、発注者と協議の上、当該変更の効力発生日までにその承諾を得なければならない。
 - 4 前3項に定めるもののほか、受注者は、業務準備期間中に、要求水準書の定めるところに従い、提出書類の提出及び業務実施体制の整備を行わなければならない。

(許認可の取得等)

- 第12条 受注者は、法令等に定める資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、受注者は、本業務の実施に必要なその他の許認可等（行政機関及び司法機関の許認可、登録、承諾、同意、届出等をいう。）を、その責任と費用により取得して維持しなければならない。

(情報連携に関する協定の締結)

- 第13条 受注者は、履行開始日までに、代表発注者及び株式会社ONE・AQITAとの間で、本件施設に関する情報の相互連携に関する協定書を締結しなければならない。
- 2 受注者は、前項に定める協定書を締結したときは、本契約の業務期間にわたって同協定に従った情報連携を行うものとする。

第3章 本業務

(本業務の実施)

- 第14条 受注者は、本契約等の定めるところに従い、善良なる管理者の注意義務をもって、本業務を実施しなければならない。

(増加費用の負担)

- 第15条 本業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が発注者の責めに帰すべき事由による場合（本件施設について発注者が提供した資料と本件施設の現

況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受注者が立証した場合であって、当該齟齬により本業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は発注者が負担する。ただし、増加費用の発生の防止について、受注者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

（改善措置請求）

第16条 第17条に定める検査等の結果、本契約等に従った本業務が実施されていないと発注者が判断した場合、発注者は、違反内容を明示した上で、受注者に対して改善計画書の提出を命じることができる。受注者は、改善計画書の提出を命じられてから10日以内に改善計画書を発注者に提出し、自らの費用負担及び責任において、発注者の確認を受けた改善計画書に従い本業務を行わなければならない。

2 発注者は、前項の期間内に受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、前項の規定に基づき指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）、又は、改善計画書どおりに本業務が行われていない場合、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に必要な措置を受注者の負担により行うことを請求することができる。

第4章 検査及び引渡

（検査及び引渡）

第17条 受注者は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して委託業務完了届に成果品を添えて提出しなければならない。

2 発注者は、前項の委託業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。

3 前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、受注者は、遅滞なく当該補正を行い、発注者に委託業務補正完了届を提出して再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項を準用する。

4 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく、当該成果品を発注者に引渡すものとする。

第5章 委託料の支払

（委託料の支払い）

第18条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して、本件施設に係る業務委託料の支払いを請求するものとする。ただし、履行期間中、各年度中に請求できる請求金額（以下「支払限度額」という。）は別紙1記載の該当年度の支払額を限度とする。

2 発注者は、前項の支払請求があったときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

3 前各項にかかわらず、要求水準書で別途定める業務に係る委託料及びその支払い方法については、要求水準書で定めるところによる。

4 発注者は、本条に定める委託料について、代表発注者を通じて受注者に支払うものとする。

（前払金）

第19条 受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする前払法第2条

第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、当該保証証書を発注者に寄託した場合は、発注者に対して各年度の支払限度額の10分の3以内を前払金として、請求することができる。

- 2 受注者は、前払金を頭書の業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。
- 3 発注者は、第1項の規定する請求があったときは、その日から起算して14日以内に支払わなければならない。
- 4 前払をした後に、設計変更等の理由により、業務委託料を増額した場合においても前払金は増額しないものとする。
- 5 設計変更等の理由により、支払限度額等が減額され支払いした前払金が増額後の支払限度額を超えるときは、受注者は、支払限度額等が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
- 6 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（部分引渡し）

第20条 成果品について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下この条において「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第17条中「委託業務」とあるのは「指定部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、第18条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。

- 2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第17条中「委託業務」とあるのは「引渡部分に係る委託業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、第18条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 3 前2項の規定により準用する第18条第1項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第1号中「指定部分に相応する業務委託料」及び第2号中「引渡部分に相応する業務委託料」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前2項において読み替えて準用する第18条第1項の規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 一 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）
 - 二 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

（著しく賃金又は物価が変動した場合等の契約変更）

第21条 発注者又は受注者は、本契約の履行期間内で令和8年7月31日から12ヶ月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不相当となったと認めたときは、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残契約額（契約金額から当該請求時に支払い済みの委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残契約額（変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残契約額に相当する額をいう。

以下同じ。)との差額のうち変動前残契約額の1000分の15を超える額につき、契約金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残契約額及び変動後残契約額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、同項中「令和8年7月31日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 予期することのできない特別の事情により、本契約の有効期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は前各項の規定にかかわらず、相手方に対して契約金額の変更を請求することができる。
- 6 前項の場合において、契約金額の変更額については発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項又は第5項の請求を行った日又は発注者が受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第6章 モニタリング

(モニタリング)

第22条 受注者は、要求水準書の定めに従い本業務の実施状況についてセルフモニタリングを行うものとする。

2 発注者は、受注者による本業務の実施状況についてモニタリングを行うものとし、受注者は、要求水準書の定めに従い、発注者の行うモニタリングに協力しなければならない。

第7章 その他の受注者の義務

(契約不適合責任)

第23条 発注者は、成果品又は修繕部分の引渡しを受けた後において、引き渡された成果品又は修繕部分（以下「成果品等」という。）が本契約等の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその成果品等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて、契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 成果品等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ本契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(地域住民対応)

第24条 受注者は、必要に応じて、自らの費用負担及び責任において、本業務の実施に必要な住民対応（本業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。）を行わなければならない。

2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本業務を変更することはできない。

3 受注者は、住民対応の結果、本業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。ただし、本業務を行政サービスとして実施すること自体に関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。

第8章 損害賠償

(発注者の損害賠償請求等)

第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

一 履行期間内に業務を完了することができないとき。

二 この契約の成果物に契約不適合があるとき。

三 第29条又は第30条の規定により成果品の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 第29条又は第30条の規定により成果品の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

二 成果品の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額とする。

6 第2項の場合（第30条第8号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第10条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

第25条の2 受注者は、この契約に関して第30条の2各号のいずれかに該当するときは、成果品の引渡し前か引渡し後かにかかわらず、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、発注者は、受注者の構成員のいずれかの者に対して賠償金の支払いを請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、受注者がこの契約に関して第30条の2各号のいずれかに該当することによって生じた損害の額が第1項の賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

一 第33条又は第34条の規定によりこの契約が解除されたとき。

二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第2項(第20条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

第9章 契約終了

(業務移行期間)

第27条 受注者は、要求水準書に定めるところに従い、業務移行期間において、本業務の引継に必要な業務を行わなければならない。

(発注者の任意解除権)

第28条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条から第30条の2の規定によるほか、必要があるときは、本契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第29条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 第49条第2項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

二 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

三 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。

四 第6条に掲げる者を設置しなかったとき。

- 五 正当な理由なく、第 23 条第 1 項の履行の追完がなされないとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第30条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 第 49 条第 1 項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- 二 第 49 条第 2 項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- 三 本契約の目的を達成させることができないことが明らかであるとき。
- 四 受注者が本契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の成果品の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- 八 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 九 第 33 条の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- 十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次条において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - (一) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事等の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - (二) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

第30条の2 発注者は、受注者が本契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による排除措置命令を受け、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 二 受注者が、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）又は第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項の規定による課徴金の納付命令を受け、行政事件訴訟法第 14 条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に抗告訴訟を提起しなかったとき。
- 三 受注者が前 2 号に規定する排除措置命令又は課徴金の納付命令に係る抗告訴訟を提起し、当該訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
- 四 受注者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の

処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第31条 第29条各号又は第30条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第29条又は第30条の規定による契約の解除をすることができない。

（発注者による解除を原因とする他の発注者の解除権）

第32条 第28条から第30条の2の規定条に基づき発注者の一が本契約を解除したときは、他の発注者は、当該解除の原因が当該他の発注者の管理する本件施設に関するものか否かにかかわらず、当該解除の日から10日以内に受注者に通知する方法により、本契約のうち当該他の発注者との契約部分を解除することができる。

（受注者による解除）

第33条 以下に該当する場合、受注者は、発注者に対する通知により、直ちに本契約を解除することができる。

- 一 代表発注者が、委託料の支払いを1ヶ月以上遅延した場合。
 - 二 受注者の責に帰さない事由により、本業務の遂行が不可能となった場合。
 - 三 第40条第2項の定めに基づく表明保証が虚偽であった場合。
 - 四 発注者が本契約に違反し、受注者が是正を催告したにもかかわらず、催告した日から14日以内に違反が是正されなかった場合。
- 2 前項により本契約が解除された場合、受注者は、発注者に対して、これにより生じた損害（ただし、逸失利益は含まない。）を請求することができる。
- 3 受注者は、発注者が本契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第34条 受注者は、第41条の規定により委託業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したときは、直ちに本契約を解除することができる。

（受注者による解除を原因とする発注者及び受注者の解除権）

第35条 前2条に基づき受注者が本契約のうち発注者の一との契約部分を解除したときは、受注者及び他の発注者は、当該解除の日から10日以内に相手方に通知する方法により、本契約のうち他の発注者との契約部分（他の発注者が解除する場合は当該他の発注者との契約部分に限る。）を解除することができる。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第36条 第33条又は第34条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第33条又は第34条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除の効果）

第37条 本契約が解除された場合には、発注者及び受注者の本契約に基づき履行すべき本来的な債務の履行義務は消滅する。ただし、第20条に規定する部分引渡しに係る部分につ

いては、この限りでない。

- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（第 20 条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

- 第38条 本契約が業務の完了前に解除された場合において、第19条の規定による前払金があったときは、受注者は、第29条から第30条の2及び第32条の規定による解除にあっては、当該前払金の額（第20条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年3.0%の割合で計算した額の利息を付した額を、第28条、第33条から第35条の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第19条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額（第20条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第29条から第30条の2及び第32条の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じて年3.0%の割合で計算した額の利息を付した額を、第28条、第33条から第35条の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。
 - 3 業務の完了後に本契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法（明治29年法律第89号）の規定に従って協議して決める。
 - 4 本契約のうち秋田県と受注者との間の契約部分が解除され、他の発注者との契約部分は存続する場合、秋田県、当該解除後の本契約の発注者及び受注者は、協議の上、本契約を存続させるため必要となる具体的な措置を定めるものとする。

第10章 その他

（契約不適合責任期間等）

- 第39条 発注者は、引き渡された成果品等に関し、本業務に係る成果品等が引き渡された日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下、本条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
 - 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下、この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前4項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果品等の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、成果品等の引渡しの際に受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果品等の契約不適合が、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(表明及び保証)

- 第40条 受注者は、発注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- 一 受注者による本業務の遂行が、受注者に適用される一切の法令等に違反しないこと。
 - 二 第30条及び第30条の2に規定する事由が生じていないこと。
 - 三 公租公課を滞納していないこと。
 - 四 本業務の遂行に重大な悪影響を及ぼすおそれのある裁判手続、行政手続又はこれらに準ずる手続が、裁判所又は公的機関等（国、地方公共団体及び金融商品取引所その他の自主規制団体を含む。）において提起又は開始されておらず、また、受注者の知る限りにおいて、そのおそれが生じていないこと。
 - 五 本契約に関し、受注者が発注者に対して提供した情報が、その重要な点においてすべて正確であること。
- 2 発注者は、受注者に対し、本契約締結日現在において、次の各号に掲げる事実が真実かつ正確であることを表明し、保証する。
- 一 発注者が受注者に交付した書面が、その重要な点においてすべて正確であること。
 - 二 発注者の議会の議決その他発注者が本契約の締結に関して法令等に基づき行うべき手続きをすべて完了していること。
- 3 前2項に規定された事項に変更が生じた場合、相手方に対して直ちに通知するものとする。

(発注者による本業務の内容の変更)

- 第41条 発注者は、法令等の変更、技術の革新その他の理由により本業務の内容の変更を希望する場合、受注者に対して、変更案（契約金額に関する部分を含まない。以下、本条において「変更案」という。）を書面により提出するものとする。なお、発注者は、事前に変更案について受注者の意見を聴くよう努めなければならない。
- 2 受注者は、前項の変更案を受領した場合、発注者に対し、変更案に対応する委託料に関する見積り（応募の際に添付した費用内訳書と同様の内容）を書面により提出するものとする。
 - 3 発注者は、受注者に対し、前項の見積りを受領してから、前項の見積りを承諾するか否かを通知しなければならない。承諾する旨の通知がなされた場合、本契約は変更案及び見積りに従って変更され、必要に応じて別紙1記載の支払限度額を変更するものとする。
 - 4 発注者が見積りを承諾しない旨受注者に対して通知した場合、発注者及び受注者の協議により変更案及び委託料を定め、必要に応じて別紙1記載の支払限度額を変更するものと

する。本項の協議が、発注者からの見積りを承諾しない旨の通知を受け取った後1ヶ月以内に成立しない場合(なお、この期間については両者の合意の上変更することができる。)、発注者は変更案の撤回又は本契約の終了のいずれかを受注者に対して通知するものとする。発注者が本契約の終了を通知した場合、変更日の前日に本契約は終了するものとする。

5 前各項の定めにかかわらず、要求水準書の定めに従って段階的確定業務に係る業務内容及び数量が決定された場合には、本契約を変更することなく、当該段階的確定業務は本業務の一部として本契約の適用を受けるものとし、該当する年度の支払限度額に当該年度に実施する段階的確定業務に係る委託料相当額を増額することとする。

6 発注者は、各年度における本契約に基づく受注者への支払額が、当該年度の発注者の支払限度額を超過する恐れがある場合、受注者に通知することにより、かかる超過の限度において、実施時期の変更を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受注者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を発注者に請求することはできない。

(受注者の改善提案)

第42条 受注者は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の受注者が提案できる範囲は、業務委託料の額の低減を伴うものとする。

(要求水準書の変更等)

第43条 発注者は、自ら若しくは前条による受注者の改善提案により、必要と認める場合は、受注者に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、受注者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を発注者に報告するものとする。

2 発注者は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。

3 変更後の要求水準書は、発注者が受注者に通知し、受注者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

(プロフィットシェア)

第44条 前条第2項に基づく要求水準書変更により、受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分(プロフィット)に応じて業務委託料を減額するものとする。

2 前項において、受注者の業務委託料の減額については、協議して定めるものとする。

(不可抗力)

第45条 不可抗力により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本件施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、また、本件施設への被害、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。これにより発生する費用は、発注者の負担とする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。

2 不可抗力により本件施設が損傷した場合、発注者の費用と責任において修繕を行うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって、本件施設の損傷が拡大した場合又は防止することが可能であった損傷が生じた場合、これによる本件施設の修繕費用の増加分については受注者の負担とする。

3 前項に規定する本件施設の損傷により、本業務を行うことができなかった期間が発生し

た場合であっても、原則として受注者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの契約金額については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。

- 4 本件施設の損傷により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受注者に生じた費用については、発注者の負担とする。
- 5 本件施設の損傷により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は直ちに本契約を解除することができる。

(法令等の変更)

- 第46条 法令等の変更により、本業務の実施が著しく困難となった場合又は本業務の実施に増加費用が発生する可能性が生じた場合、受注者は、発注者の指示に従い対応するものとし、これにより発生する費用の負担は以下の通りとする。この場合、受注者は、本業務への影響を軽減するために合理的な努力を行う義務を負うものとする。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は受注者の負担とする。
- 一 本業務に直接関係する法令等の変更の場合には、発注者の負担とする。
 - 二 本業務のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更の場合には、受注者の負担とする。
- 2 法令等の変更により、本業務を行うことができなかった期間が発生した場合であっても、原則として受注者は本業務のすべてを履行する義務を負うが、やむを得ず本業務の一部が未履行のまま履行期間が満了したときの契約金額については、本業務の未履行部分に相当する金額を差し引くものとする。
 - 3 法令等の変更により本業務の内容を変更する必要がある場合、発注者は、必要である範囲内において、本業務の内容を変更することができる。当該本業務の内容の変更により受注者に生じた費用の負担については、第1項各号に定めるところによるものとする。
 - 4 法令等の変更により本契約の継続が著しく困難である場合、発注者は、直ちに本契約を解除することができる。

(不可抗力又は法令等の変更による解除を原因とする発注者及び受注者の解除権)

- 第47条 前二条に基づき発注者の一が本契約を解除したときは、受注者及び他の発注者は、当該解除の原因が他の発注者の管理する本件施設に関するものか否かにかかわらず、当該解除の日から10日以内に相手方に通知する方法により、本契約のうち他の発注者との契約部分（他の発注者が解除する場合は当該他の発注者との契約部分に限る。）を解除することができる。

(契約の変更)

- 第48条 第40条から第46条までに定めるもののほか、本契約は両当事者の書面による合意によらなければ変更することができない。

(契約上の地位の譲渡等)

- 第49条 受注者は、発注者の書面による承認を得た場合を除き、本契約に基づく権利若しくは義務又は契約上の地位を譲渡し、また、本契約に基づく権利について質権その他の担保権を設定することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、前項の規定により、ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金を本契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を

発注者に提出しなければならない。

(再委託)

第50条 受注者は、本業務の全部を一括して、第三者に請け負わせ又は委託してはならない。

- 2 受注者は、事前に発注者の書面による承認を得て、本業務の一部を請け負わせ又は委託することができる。ただし、要求水準書において認められた第三者への下請け又は再委託については、発注者に対する届出をすれば足りるものとする。
- 3 前項に基づき本業務の一部を第三者に請け負わせ又は委託した場合、受注者は当該第三者による業務の遂行につき一切の本契約に基づく責任を負担し、本契約の適用に関し当該第三者の責めに帰すべき事由は受注者の責めに帰すべき事由とみなす。

(通知等)

第51条 本契約に規定された通知、請求、指示、報告、承認、確認及び解除は、本契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 前項の届出内容に変更があった場合、受注者は速やかに発注者に届け出なければならない。

(著作権の利用等)

第52条 発注者が本契約に基づき受注者に対して提供した情報、書類、図面等（発注者が著作権を有しないものを除く。）に関する著作権は、発注者に帰属する。

- 2 受注者は、成果品が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物にかかる受注者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいい、同法第27条及び第28条の権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に、発注者に無償で譲渡する。
- 3 受注者は、発注者が成果品を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（発注者を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。
 - 一 著作者名を表示することなく、成果品の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は発注者が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。
 - 二 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
 - 三 本件施設の維持管理、修繕等のために必要な範囲で、発注者又は発注者が委託する第三者をして、成果品について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
- 4 受注者は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。
 - 一 成果品の内容を公表すること。
 - 二 成果品を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。
- 5 発注者は、成果品について、成果品が著作物に該当するか否かに関わらず、発注者の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続する。

(著作権等の譲渡禁止)

第53条 受注者は、自ら又は著作者をして、成果品にかかる著作権の権利を発注者でない第三者に譲渡し、若しくは承継し、又は譲渡させ、若しくは承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の侵害防止)

第54条 受注者は、成果品が、第三者の有する著作権を侵害するものでないことを発注者に対して保証する。

- 2 成果品が第三者の有する著作権を侵害した場合において、当該第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受注者は、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。

(秘密保持)

第55条 発注者及び受注者は、以下の場合及び本契約において別段の定めがある場合を除き、本契約の内容及び本契約の履行に伴い入手した相手方に関する秘密情報を、第三者に対して開示しないものとする。

- 一 本契約締結時に公知である情報、又は情報を受領した当事者の責に帰すべき事由によらずに本契約締結後に公知となった情報を開示する場合。
 - 二 第三者から適法に入手した情報を開示する場合。ただし、第三者からの情報の入手について守秘義務が課せられていない場合に限る。
 - 三 本契約締結時に、守秘義務を負うことなく適法に所持していた情報を開示する場合。ただし、本契約締結に関連して相手方から開示された情報を除く。
 - 四 法令等により開示が義務付けられる場合において、法令等の定めに従い必要である範囲内において開示する場合。
 - 五 発注者又は受注者の弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー（法令等又は契約上の秘密保持義務を負う者に限る。）に対して、必要である範囲内において開示する場合。
 - 六 相手方が書面により承諾した場合。
 - 七 本契約が解除等により終了した場合において、終了後に本件施設に関する業務を承継する者に対して業務計画書及び成果品を開示する場合。
 - 八 第 50 条第 2 項の定めに基づいて第三者に本業務の一部を請け負わせ又は委託した場合において、当該第三者に対して本業務遂行に必要な情報を開示するとき。
 - 九 第 13 条第 1 項の定めに従って締結した協定に基づき必要な情報を開示するとき。
- 2 前項の義務は本契約終了後も存続するものとする。

(個人情報の保護)

第56条 受注者は、本契約の履行に際し、発注者から別に配布する「秋田県情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項及び別紙 2 の「個人情報取扱特記事項」に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、次に掲げる法令等（その後の改正や次に掲げる法令等に相当する事項を規定する新たに制定される法令等を含む。）を遵守し、個人情報を適正に管理しなければならない。
 - 一 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
 - 二 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年秋田県条例第 49 号）
 - 三 個人情報の保護に関する法律施行細則（令和 4 年秋田県規則第 37 号）

(契約締結費用の負担)

第57条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

(準拠法及び管轄裁判所)

第58条 本契約は日本国の法令に従って解釈されるものとする。

2 発注者及び受注者は、本契約に関する一切の紛争については、代表発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第59条 受注者は、本契約の履行に関し、暴力団又は暴力団員による妨害又は不当要求を受けた場合は、その旨を直ちに警察に通報するとともに発注者に報告しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第60条 本契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(契約外の事項)

第61条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

年度別支払額

年 度	年 度 支 払 額 (消費税及び地方消費税を含む)	対象期間
令和 9 年度	金 円	令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月
令和 10 年度	金 円	令和 10 年 4 月～令和 11 年 3 月
令和 11 年度	金 円	令和 11 年 4 月～令和 12 年 3 月
令和 12 年度	金 円	令和 12 年 4 月～令和 13 年 3 月
令和 13 年度	金 円	令和 13 年 4 月～令和 14 年 3 月
令和 14 年度	金 円	令和 14 年 4 月～令和 15 年 3 月
令和 15 年度	金 円	令和 15 年 4 月～令和 16 年 3 月
令和 16 年度	金 円	令和 16 年 4 月～令和 17 年 3 月
令和 17 年度	金 円	令和 17 年 4 月～令和 18 年 3 月
令和 18 年度	金 円	令和 18 年 4 月～令和 19 年 3 月

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 受注者は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第4 受注者は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者（以下「責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、発注者に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。

2 受注者は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 受注者は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第5 受注者は、この契約による業務を派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 2 号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第 2 の期間に準ずるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受注者は、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、発注者に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

第6 受注者は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。

2 受注者は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知しなければならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為（以下「再委託」という。再委託の相手方が当該再委託をする者の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）をしてはならない。

- 2 受注者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を発注者に提出して発注者の承認を得なければならない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 受注者は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱いの方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受注者は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するとともに、発注者の求めに応じて、その状況等を発注者に報告しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託（以下「再々委託」という。）を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「受注者」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

（取得の制限）

- 第8 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

- 第9 受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

- 第10 受注者は、発注者の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

（個人情報の安全管理）

- 第11 受注者は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
 - (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報漏

えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

- 第 12 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、発注者からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、発注者が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、発注者に受領書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ発注者に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 受注者は、発注者が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、発注者に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 受注者は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 受注者は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、発注者が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 受注者は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持ち込んで使用してはならない。
- 9 受注者は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は発注者の承認を得て持ち出す場合は、暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第 13 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、発注者の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理予定日を書面により発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。
- 3 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 受注者は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

- 5 受注者は、廃棄又は消去に際し、発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 6 受注者は、個人情報情報を廃棄又は消去した場合には、発注者に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に係る個人情報情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、個人情報情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第15 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の処理に係る個人情報情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、受注者及び再委託の相手方（第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。）に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。
- 2 発注者は、前項の目的を達するため、受注者及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
 - 3 受注者は、発注者からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 受注者は、この契約による業務の処理に関して個人情報情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により発注者に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
 - 3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。
 - 4 発注者は、この契約による業務に関し個人情報情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

- 第18 受注者は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより発注者が損害を被った場合には、発注者にその損害を賠償しなければならない。